

委 託 契 約 書

委託者公益財団法人金沢健康福祉財団（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 発注者と受注者双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（委託業務）

第 2 条 発注者は、受注者に万寿苑、松寿荘、鶴寿園建築物清掃及び諸雑用業務（以下「委託業務」という。）の執行を委託する。

2 受注者は、別紙仕様書により委託業務を執行しなければならない。

3 受注者は、発注者が委託業務の仕様書に定めるもののほか、関連する事項については、その都度協議する。

（一括再委託の禁止）

第 2 条の 2 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（下請契約等の締結及び通知）

第 3 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、書面をもって契約を締結するように努めなければならない。

3 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を金沢市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

4 受注者は、委託業務に必要とする材料等に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は、金沢市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する材料等は金沢市産とするよう努めなければならない。

（現場責任者）

第 4 条 受注者は、委託業務のうち次の事項について、受注者を代理して受注者の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

（1）受注者の従業員の指揮監督及び業務処理

（2）委託業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整

（3）発注者からの仕様書に基づく注文事項の受任及び仕様書の特別発注事項の承諾

（4）その他本契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等を受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

（法令上の責任）

第 5 条 受注者は、委託業務の処理に当たる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

（規律維持）

第 6 条 受注者は、委託業務の処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 受注者は、受注者の定める制服を着用させ、指名を明示し、受注者の従業員であることを明確にするものとする。

(委託期間)

第 7 条 委託業務に係る期間は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(委託料)

第 8 条 発注者は、受注者に対し、委託料として下表のとおり委託料を支払うものとする。(下表の金額は消費税及び地方消費税を含んだ額である。)

業 務 月	金 額	業 務 月	金 額
4 月分	円	10 月分	円
5 月分	円	11 月分	円
6 月分	円	12 月分	円
7 月分	円	1 月分	円
8 月分	円	2 月分	円
9 月分	円	3 月分	円

(委託業務結果報告書)

第 9 条 受注者は、委託業務の執行を完了したときは、その結果を記載した報告書（以下「委託業務結果報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により委託業務結果報告書の提出を受けたときは、これらを審査し、適当と認めたときは受理するものとする。

(委託料の支払)

第 10 条 発注者は、委託業務結果報告書に添えて請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に請求された委託料を受注者に支払わなければならない。

(委託料の減額)

第 11 条 発注者は、受注者が委託業務の一部を執行しなかったときは、受注者と協議のうえ委託料の一部を減額することができる。

(契約の解除)

第 12 条 発注者は次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約の条項に違反したとき。
- (3) 受注者が発注者の承諾なしに、本契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき。
- (4) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い当該排除措置命令又は課徴金の納付命令が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 66 条第 4 項に規定する審決を行い、当該審決が確定したとき。
- (6) 受注者が、公正取引委員会が違反行為があったとして行った前号に規定する審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (7) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第

89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。

- (8) 契約の履行にあたって、受注者が法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (9) 受注者の経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (10) 受注者が委託業務以外の業務において不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- (11) 委託業務の執行が著しく困難になったこと、その他やむを得ないと認められる事由によって、受注者が本契約の解除を申し入れたとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、発注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 受注者は、第1項の規定により本契約が解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

第13条 発注者は、委託業務を完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼした時は、その損害を賠償するものとし、その額は、受注者と協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第14条 受注者は、委託業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償責任）

第15条 受注者は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

（個人情報の保護）

第15条の2 受注者は、個人情報（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号。）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

2 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 受注者は、本契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても、本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

4 受注者は、本契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

5 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、本契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、本契約による業務を処理するための個人

情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 9 受注者は、発注者の承認により、本契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 10 受注者は、本契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。)後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 12 発注者は、受注者が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- 13 発注者は、受注者が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、委託業務の執行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為の場合の損害賠償)

第17条 発注者は、受注者が第9条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の10に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 受注者が第9条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合で、当該通知、排除命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告知第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が第9条第1項第7号の規定に該当する場合で、受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

2 前項の規定は本契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(翌年度以降の契約)

第18条 本契約締結日の即する年度の翌年度以降、当該委託業務の契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者は本契約を変更し、又は解除できる。

2 受注者は、前項の規定により本契約を解除されたときは発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。

3 本契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び委託内容の変更等があった場合は、発注者と受注者との協議のうえ、委託料を定めるものとする。

(規定の適用)

第19条 本契約に定めるもののほか、金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)及び金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の定めるところによる。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議のうえ定めるものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者と受注者双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

発注者	住 所	金沢市大手町 3 番 2 3 号
	氏 名	公益財団法人 金沢健康福祉財団
		理 事 長 村 山 卓

受注者	住 所
	氏 名